

2020年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社きずなホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼グループCEO  
中 道 康 彰  
(コード番号：7086 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役兼CFO 関 本 彰 大  
( TEL. 03-5427-6432)

### 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年1月30日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

##### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 50,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2020年2月14日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2020年3月5日(木曜日)
- (4) 増加する資本金及び  
資 本 準 備 金  
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、2020年2月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2020年2月26日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2020年2月27日(木曜日)から  
2020年3月3日(火曜日)まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2020年3月6日(金曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,697,200 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
投資事業有限責任組合アドバンテッジパー  
トナーズV号 1,162,600 株
- c/o Walkers Corporate Limited, Cayman  
Corporate Centre, 27 Hospital Road,  
George Town, Grand Cayman, KY1-9008,  
Cayman Island
- AP Cayman Partners III, L.P. 397,600 株
- c/o Walkers Corporate Limited, Cayman  
Corporate Centre, 27 Hospital Road,  
George Town, Grand Cayman, KY1-9008,  
Cayman Island
- Japan Fund V, L.P. 102,700 株
- 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
アドバンテッジパートナーズ投資組合64号 34,300 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社及びいちよし証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 262,000 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村証券株式会社 262,000 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 50,000株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 1,697,200株  
オーバーアロットメントによる売出し 262,000株

(※)

(2) 需要の申告期間 2020年2月18日(火曜日)から  
2020年2月25日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 2020年2月26日(水曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2020年2月27日(木曜日)から  
2020年3月3日(火曜日)まで

(5) 払込期日 2020年3月5日(木曜日)

(6) 株式受渡期日 2020年3月6日(金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号、AP Cayman Partners III, L.P.、Japan Fund V, L.P.及びアドバンテッジパートナーズ投資組合64号(以下、「貸株人」と総称する。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、262,000株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシュエアプション」という。)を、2020年4月2日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、2020年3月6日から2020年3月31日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,394,235株
公募による増加株式数	50,000株
増加後の発行済株式総数	3,444,235株

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額96,200千円(\*)は、2021年5月期に連結子会社である株式会社家族葬のファミリーユへの投融資資金として充当する予定であります。

株式会社家族葬のファミリーユにおける具体的な資金使途は、事業拡大のための設備資金として、2021年5月期に出店を予定している11ホールのうち2ホールの新規出店に係る費用に充当する予定です。具体的には、2021年5月期に96,200千円の充当を予定しております。なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格2,200円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長性等を総合的に勘案して、安定的・継続的な利益配当を実施することを基本的な方針としております。

### (2) 内部留保資金の使途

当社は、内部留保資金につきましては、将来の事業拡大に必要な不可欠な設備投資、M&A等の成長投資に充てる他、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点で未定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### (4) 過去の2決算期間の配当状況

	2018年5月期	2019年5月期
基本的1株当たり当期利益(連結)	86.43円	119.75円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)
配当性向(連結)	—%	—%
親会社所有者帰属持分当期利益率(連結)	10.8%	13.3%
親会社所有者帰属持分配当率(連結)	—%	—%

(注) 1. 当社は2018年5月期より国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 基本的1株当たり当期利益(連結)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、配当性向(連結)及び親会社所有者帰属持分配当率(連結)については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 親会社所有者帰属持分当期利益率(連結)は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社所有者帰属持分(期首・期末の平均)で除した数値であります。

#### 5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人及び貸株人である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号、AP Cayman Partners III, L.P.、Japan Fund V, L.P.及びアドバンテッジパートナーズ投資組合64号は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2020年6月3日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村証券株式会社が取得すること及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上である、野村証券株式会社を通して行う売却等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2020年9月1日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。